

訪問介護（生活援助中心型）における利用回数基準超ケアプラン届出に関する Q&A

Q 1 居宅サービス計画を提出後はどのようなになるのですか。

A 1 生活援助中心型の訪問介護が、適正なケアマネジメントを経て位置づけられているか等の視点で点検します。その点検過程において、木曾広域連合から事業所又は担当者に照会する場合があります。

点検の結果、改善が必要と木曾広域連合が判断した場合は、事業所に対して改善、報酬返還を求める場合があります。

Q 2 居宅サービス計画書（第 2 表）が複数ページに渡る場合は、訪問介護（生活援助中心型）について記載のあるページだけで良いですか。

A 2 ケアプラン全体を検証しますので、すべて提出してください。

Q 3 居宅介護支援経過（第 5 表）は、どの範囲を提出すればよいですか。

A 3 生活援助中心型の訪問介護を位置づけた理由、検討過程等が記載された部分を提出してください。

Q 4 サービス利用票（第 6 表）には実績を入れる必要がありますか。

A 4 実績の記載は不要ですが、実績が基準回数を下回った場合でも届け出が必要です。

Q 5 認定審査会が遅れている場合はどのようにすればよいですか。

A 5 認定結果が確定してから届け出てください。

Q 6 提出した居宅サービス計画について、受け取り確認及び点検結果を知りたい。

A 6 改善が必要な場合を除き、後日、受付印及び確認済印を押した届出書のコピーをお送りします。このコピーにより点検結果とします。

Q 7 点検結果はどのくらいで送られてきますか。

A 7 提出される計画書の数が不明なため期間は未定ですが、概ね 1 か月をめどに点検結果をお送りしたいと考えています。

国 Q & A（平成 30 年度介護報酬改定に関する Q & A（Vol.1）平成 30 年 3 月 23 日）

Q 134 基準第 13 条第 18 号の 2 に基づき、市町村に居宅サービス計画を提出するにあたっては、訪問介護（生活援助中心型）の必要性について記載することとなっているが、居宅サービス計画とは別に理由書の提出が必要となるのか。

A 134 当該利用者について、家族の支援を受けられない状況や認知症棟の症状があることその他の事情により、訪問介護（生活援助中心型）の利用が必要である理由が居宅サービス計画の記載内容から分かる場合には、当該居宅サービス計画のみを提出すれば足り、別途理由書の提出を求めるものではない。